

2019 年度中に文部科学省国立研究開発法人審議会等 において示された主な指摘事項（案）

令和2年6月23日
国立研究開発法人審議会事務局

国立研究開発法人審議会及び各部会（以下、「開発審等」という。）においては、文部科学省が所管する国立研究開発法人を対象とした中長期目標・計画の作成や法人外部評価に関して、有益な助言やご審議をいただいているところ。

今般、2019 年度中に開発審等において示された様々な指摘事項を簡便に整理するとともに、

- (1) 法人評価の評定付け（S、A、B、C）の判断の目安や自己評価の評定案を開発審等において変更する際の手続きや目安といった各法人のほぼ共通する指摘事項（以下、「共通指摘事項」という。）
- (2) 多様で様々な研究開発活動を展開する国立研究開発法人の運営や評価に関して、各部会においてどのような考え方に基づいて助言を行うかを自らよく考えていただくべきであると考えらえる選択の目安となる指摘事項（以下、「選択可能指摘事項」という。）

の2 類型による整理を試みたところ。

2020 年度における開発審等の助言や審議にあたっては、これを参照いただくとともに、各法人の特徴等に応じた有益かつ実効性のあるご審議やご議論に活用いただきたい。また、2020 年度において示されることとなる助言や審議の内容を踏まえ、今後も本資料の改訂を進めてまいりたい。

1. 中長期目標・計画等（法人運営等）に対する助言・審議に関する指摘事項

(1) 共通指摘事項

- 国立研究開発法人の運営に関して、中長期目標や計画上の取扱いも含め、以下の指摘があることに十分留意しつつ、各部会等における助言・審議においてもこれらを十分考慮することが重要。
 - ✓ 研究プロジェクトの推進にあたっては、人材登用や育成の視点も十分に考慮するとともに、人材登用の際には、外部登用のみならず内部登用による組織活性化の視点も十分考慮することが重要ではないか。
 - ✓ 評価項目の大括り化については、評価作業の効率化や負担軽減の視点に加え、経営努力認定制度との関係では獲得した自己資金の柔軟な活用につながる視点もあり、戦略的な対応が重要。

- YouTube等を用いた一般向けの研究成果の発信やアウトリーチ活動は、科学技術に詳しくない一般の人に関心を持ってもらえることや、研究自体を分かりやすくかみ砕いて説明するための工夫を行うという意味で、非常に有効であり、かつ研究自体の発展にも役立つと考える。その際、対象の設定の仕方、発信後の一般の人の反応を発信内容や方法等の改善に活かす視点が重要である。
- 国立研究開発法人の評価を EBPM の推進と連動させる観点から、論文等に関する定量的な指標による成果の把握や評価だけでなく、研究開発の定性的な観点をうまく組み合わせることで評価できるよう、各国立研究開発法人において客観的かつ法人活動を俯瞰するエビデンスを構築することが重要。その際、国内とともに海外の研究機関との比較ができるようにして、自らの立ち位置や在り方を戦略的に検討する視点が重要ではないか。
 - ※ 別添 1 のプロジェクトを SciREX（政策のための科学）事業の枠組みにおいて令和 3 年度より創設予定。

(2) 選択可能指摘事項

- 国立研究開発法人の運営に関して、中長期目標や計画上の取扱いも含め、以下の指摘があることに留意しつつ、各部会等における助言・審議においても法人の特性等に応じて適切に対応することが重要。
 - ✓ 多くの法人では大型で固定経費を擁する研究施設や研究設備を保有しており、安定的かつ持続可能な法人運営の観点から、固定経費の削減、外部資金の獲得、受託研究の実施等の継続的な努力が求められる。したがって、先を見据え、各法人のミッション・役割、持続可能な体制や財政基盤などについて各法人と文部科学省と一緒に検討を継続的に行うことが重要ではないか。
 - ✓ 多くの法人での SIP 等の外部資金の活用については、高く評価される一方で、結果として社会実装を目指す短期的な取組にシフトし、基礎研究や基盤的な取組の停滞が懸念される。したがって、短期的な視点と長期的な視点での取り組みのバランスを考慮した形で研究成果の最大化を果たせるように継続的な検討を行うことが重要ではないか。
- 運営費交付金の減少等による定員削減により、法人の運営がおろそかになっていないかという懸念がある。このため、法人内での内部人材の育成がより大切であり、何らかの形で中長期目標や計画にもその問題意識を反映できないか。

2. 法人評価等に対する助言・審議に関する指摘事項

(1) 共通指摘事項

- 評価においては、各法人の特徴、プログラムやプロジェクトの特性等に応じて、中長期目標に基づいたロードマップやプロジェクトのフローチャート（※）を作成・活用し、評価の実効性や妥当性の向上を図るための工夫が重要。
 - ※ プロジェクトの「取組→アウトプット→アウトカム→社会インパクト」の関係性を分かりやすく示したもの等
- 評価のメリハリ付けや質の確保を図るとともに、評価作業の簡素化・効率化・負担軽減に一層留意することが重要。（別添 2 参照）
 - ※ 評価のメリハリ付け、評価単位の柔軟化、評価書の簡素化等
- 研究審等において助言、審議を行う場合に、法人の自己評価における個別評定及び総合評定（S、A、B、C）に関して、これを変更する場合は、別添 3 を活用するなど丁寧な審議に努めること。また、各法人の自己評価と異なる主務大臣評価案をつける際、各部会における効率的・効果的に審議ができる工夫については、積極的に部会間で共有する仕組みを考えてもよいのではないか。
- 国立研究開発法人の評価の上で重視すべき視点に関しては、以下の指摘があることに十分留意しつつ、各部会等における助言・審議においてもこれらを十分考慮することが重要。
 - ✓ 各研究領域の評価を行う場合、研究成果と研究活動の運営・マネジメント、研究成果とその社会貢献といった複数の観点からバランスを考慮して自己評価を実施することが重要ではないか。
 - ✓ 研究開発成果の最大化に向け、外部機関との連携を法人ミッションで明示することや機構間連携の取り組みを法人評価でも適切に取り上げることが重要ではないか。
 - ✓ 自己評価の際に、法人自身の取組に加えて、何らかの形で外部からの評価や指摘を受けている場合はその内容や、著名な賞を受賞したことなどを部会できちんと示していただくことが重要ではないか。
 - ✓ 業務実績報告書作成や自己評価の際に、達成度を見るための KPI、プロセス評価の視点、アウトカム評価の視点は明確に区別するとともに、併せて、経済社会情勢等に応じて柔軟かつ継続的に経営戦略や評価指標を更新していく視点も重要ではないか。
 - ✓ マネジメント評価を行う場合、目に見える成果や数値目標の達成状況などの分かりやすいもののみならず、現場レベルでの小さいながらも意味のある取り組みや実効性を伴った組織改革についても自己評価において適切に取り上げるべき。また、経営に知見のある部会委員や外部の専門家が現場に入って助言をすることは有効であり、例えば、サイトビジットの際に異なる視点を持った評価委員が参画して、経営トップや若手職員等と議論をおこなうなどの工夫を行い、自己評価において

これらをきっちり PR することは重要ではないか。

- ✓ 法人内において、日頃から研究部署全体でのミッションの明確化や研究マネジメントを適正に進め、予め良い取り組みや事例の整理を行うなどにより、結果として自己評価作業の簡素化を図る視点が重要ではないか。
 - ✓ 長期的・挑戦的・ハイリスクを伴う等の短期間での成果創出が困難であることが想定される研究開発の評価については、アウトカムによる評価だけではなく、そこに至るプロセスも考慮するなど、研究開発の特性に応じた適切かつ柔軟な工夫を行うことが重要ではないか。
- 研究審等のサイトビジットに関しては、以下の指摘があることに十分な留意しつつ、各部会等における審議等においてもこれらを十分考慮することが重要。

- ✓ 可能な限り多くの委員が参加できるように計画的に実施していただきたい。
- ✓ 委員からのリクエストを聞く機会をもらえるとありがたい。
- ✓ 各部会でのサイトビジットの結果を、研究審において共有していただくと有効ではないか。
- ✓ 若い職員・研究者から色々と未だ研究計画やシナリオが作られていない話を聞くこと、あるいは研究現場と内部統制等について、総合的に聞ける機会を設けることは有効ではないか。

(例) 過去、サイトビジットにてテーマを決め委員と法人の職員・研究者がディスカッションを実施していたこともある。

(2) 選択可能指摘事項

- 国立研究開発法人の評価の上で考慮すべき視点に関しては、以下の指摘があることに留意しつつ、各部会等における助言・審議においても法人の特性等に応じて適切に対応することが重要。
- ✓ 中長期目標期間内に、経済社会情勢や研究環境を取り巻く変化等により、法人の役割や評価の在り方が変化する可能性があることを考慮し、当初設定した評価時での評価がなじまない場合は、各法人より研究成果等に見合った評価軸や問題提起等を積極的に PR いただきたい。
 - ✓ 現状の評価軸や評価指標等での PR が難しい場合は、各法人から様々かつ柔軟な工夫や提案をいただきたい。例えば、共同研究の活性化に向けた取組については、単純に共同研究の実施件数や金額を示すだけではなく、共同研究に対してどれだけ組織として働きかけをしていたか、あるいは、実際に共同研究のオファーがあったかといった視点をいれるなど。ただし、何らかの専門知や見識に裏付けられていることが重要。
 - ✓ 法人運営に関する評価は、数値の達成度合いのみで評価するのではなく、法人全体の経営戦略との関係や、研究プロジェクトのマネジメントやプロセスの合理性を評価するなど、効率性のみならず効果があるかという視点を考慮することが重要ではないか。
 - ✓ 国際的なプログラムに連動する研究開発や規制の適正化との関係性を有する研究開発などがある場合は、これらの活動を適切に法人評価につなげる工夫が必要ではないか。
 - ✓ 例えば、部会の中には、評価項目を大括り化を行ったことで細かい部分が見えづらくなった印象が

あるという意見もある。評価項目の大括り化については、例えば、大括り化する場合であっても説明時に重点事項を明確にする、隔年で評価する内容を変更する、計画に沿って順調に進んでいる項目を大括り化するとともに説明を簡略化しそれ以外の項目の説明を充実させるなど、様々な工夫をするとともに、中長期目標・計画との整合など戦略的に検討することが肝要ではないか。

- 年度ごとの業績評価、見込評価及び期間実績評価に関しては、以下の指摘があることに留意しつつ、各部会等における助言・審議においても法人の特性等に応じて適切に対応することが重要。
 - ✓ 中間評価期間中の目標は設定されていないため、中間評価は中長期目標期間終了時を見越した中間地点として、その時点での改善点や留意事項を前向きな視点から評価することや、その時点までに得られた研究成果を評価するのが良いのではないか。また、業務運営や財務内容等に関する事項については中間評価までの各年度評価を平均的に考慮した評価とすることなど、何らかの工夫が必要ではないか。
 - ✓ 中長期目標の最終年度においては、その前年分の年度評価と中長期目標期間における見込み評価が同時になされ、その仕分けに膨大な時間を要することもある。できれば、見込評価は年度評価と分けて審議し、将来の研究力向上につながる(中長期目標や計画の改訂にも資する)建設的な審議の時間を工夫して確保できないか。
 - ✓ 評価項目全体を評価するのは、新たな中長期目標期間の初年度の業績評価、見込評価、基幹実績評価のみとし、各年度の業績評価は、例えば、複数年度で全体をカバーするというやり方もあるのではないか。
 - ✓ 例えば、組織改革については見込評価や期間実績評価など、少し長いスパンで評価を行うなど、裁量の範囲で評価作業を効率化するというやり方もあり得る。
- 独法評価指針の改定により、法人が目標達成に対する困難度を設定し、仮に目標が達成できなくともその困難度に応じて良い評価をつけられるようになったことを考慮すると、研究成果の最大化につなげていく観点から、各法人はより高い目標設定にチャレンジしていただきたい。また、開発審等の審議においても、その点を十分考慮した評価を実施することが重要（別添 4 参照）。

(以上)

政策ニーズ

- 国立研究開発法人が今後中長期的に力を入れるべき研究テーマやイノベーション創出が期待される分野をデータを用いた客観的な分析結果に基づいて把握及び検討し、法人所管課として、より戦略的に法人の特徴を踏まえつつ強みを生かすような中長期目標の策定や評価を行っていきたい。

背景

- 近年、日本の科学技術力は、世界各国の競争が激化する中で相対的に低下しており、各国立研究開発法人は、各法人が属する分野を中心に、先進的な研究開発だけではなく、社会の将来像を見据えた課題設定から産業界と協働したイノベーション創出までの一連の役割が期待されている。
- 各法人が将来にわたる日本の競争力の維持・強化に資するためには、データによる客観的な分析結果に基づいて、各研究分野や社会の将来像を先見性を持って先取りし、戦略的に各法人の特徴を踏まえつつ、研究開発を進めていくことが必要。

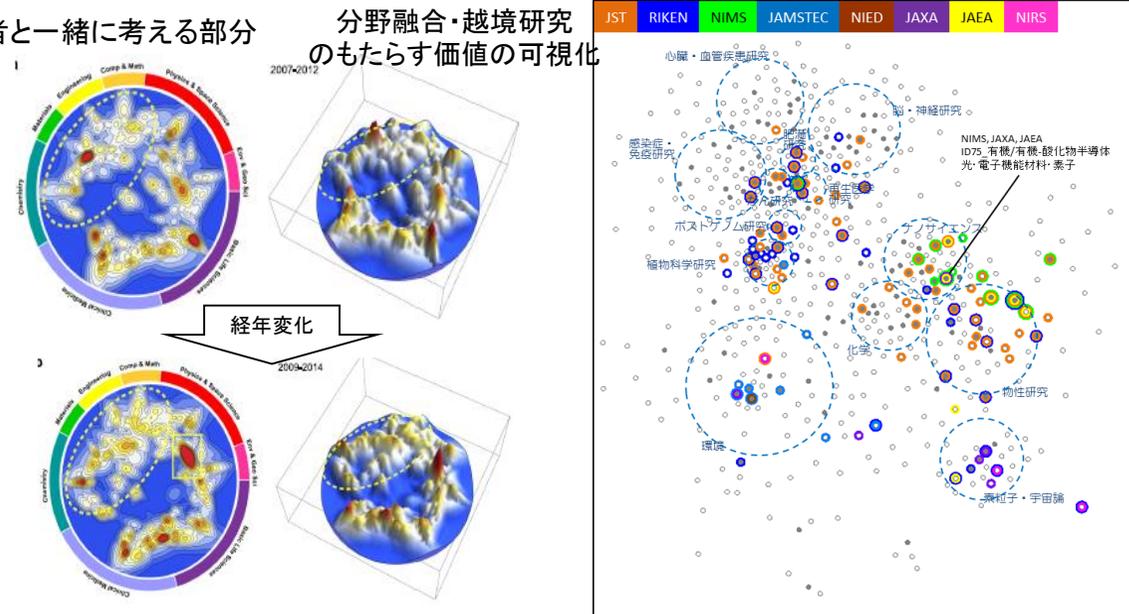
研究アプローチの方向性 ※ここは研究者と一緒に考える部分

定量分析

(例)
 ○特許引用の分析
 民間企業における特許における学術論文の引用関係の分析等により、特許のベースとなった知識ソースについて定量的に分析

事例分析・可視化

(例)
 ○サイエンスマップ等を用いた変化の兆し分析
 学術論文のマップ上の位置関係や重要な論文の発表、論文引用の急激な増加などを可視化し、変化の兆しを読み取る



独法目標策定・評価指針（平成31年3月改定）における、
評価の効率化に関する記載について

文部科学省科学技術・学術政策局
企画評価課評価・研究開発法人支援室

◆評価の大括り化（目標策定指針 p16～17）

- ・法人がそのミッションに基づき、業務運営を行うにあたっては、自律的なPDCAサイクルを機能させることが重要。
- ・そのため、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」については、法人の資源配分及び業務執行の責任者が、評価の結果を業務の執行に適切に反映できるような単位（「一定の事業等のまとまり」）ごとに中長期目標を策定し、その単位で評価も行うこととする（評価の大括り化）。
- ・上記の単位（「一定の事業等のまとまり」）について、例えば、個別法に規定する業務の単位や、施設・事業部単位等が考えられる。
- ・なお、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」以外の事項における目標に関しては、必要に応じて上記と同様に大括り化を行いつつ、法人の特性や事業の内容に応じた単位で設定し、評価も同様の単位で実施することとする。

◆年度評価における、項目ごとの評価のメリハリ付け（評価指針 p22～23）

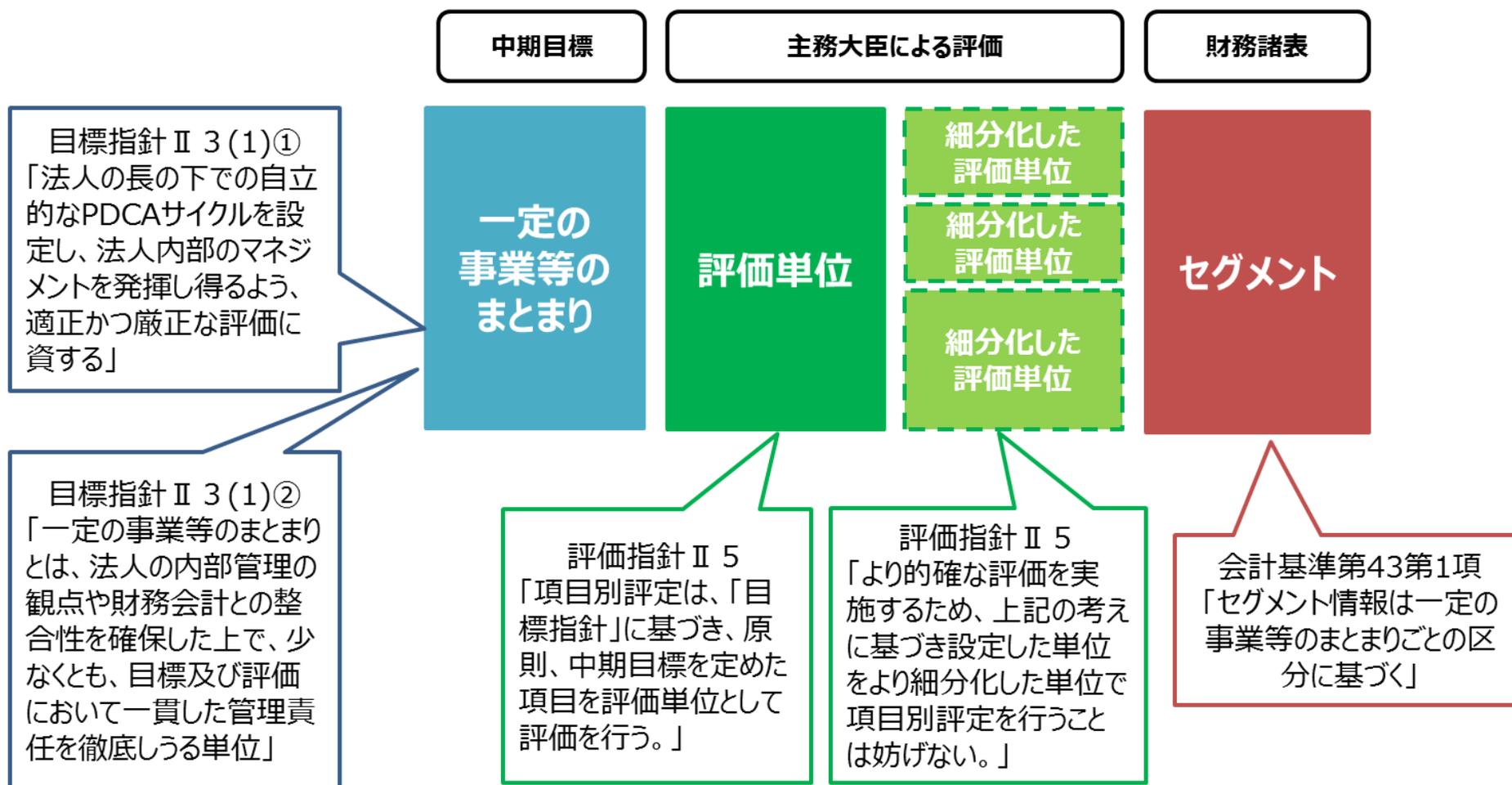
- ・法人の中長期目標期間中の各年度においては、当該目標達成の支障となる業務運営上の課題を適切に抽出できることが重要。
- ・そのため、年度評価に関しては、目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行う一方、それ以外の項目については、簡素・効率的に評価を行うよう工夫し（評価の重点化）、全体としてメリハリのついた評価となるよう努める。

◆評価書作成における簡素化（評価指針 p25～26）

- ・目標期間終了時の直前の年度までの業務実績の評価である「見込評価」の内容と、目標期間終了までの業務実績の評価である「期間実績評価」との間に大きな乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合は、「見込評価」を「期間実績評価」に活用できることとする。
- ・年度評価において、法人の自己評価及び主務大臣評価がいずれも「B」であり、かつ、評定に至る分析や判断の内容も同一である場合には、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載を簡素化できることとする。

評価の大きくくり化について

- 「**一定の事業等のまとめり**」で評価をしなければならない。
「評価をする」 = 「**評定 (S~D) を付す**」 + 「**評定の理由等を記載する**」
- 「一定の事業等のまとめり」よりも**細分化した評価単位のみでの評価は避ける**。



【評価項目名など】

自己評価	評価		(主務大臣評価において) 異なる評価に至った理由 ※評価が異なる場合のみ記載
	評価の根拠	<p>【黄色セル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず記入（セルの色は文字を記入すると自動的に白色となる） ・必要に応じて行を追加or削除 	<p>【灰色セル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて記入（セルの色は文字を記入すると自動的に白色となる） ・必要に応じて行を追加or削除

※評価書には下記表の内容を転載（評価書に転載する際、適宜公表しても差し支えない文言に修正可）

主務大臣 評価	評価	
	評価に至った理由	<p>なお、自己評価では○評価であるが、以下の〈今後の課題・指摘事項〉欄に示す理由により、○評価とした。</p>
	評価すべき実績	<p>【異なる評価に至った理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈評価が異なる場合〉このまま使用 〈評価が同じ場合〉記載の削除or行の削除 ※資料作成時には当該吹き出しは削除
		<p>【評価に至った理由の補足部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈評価が異なる場合〉○部分を追記 〈評価が同じ場合〉記載の削除or行の削除 ※セルの色は文字を追記or削除すると自動的に白色となる
	今後の課題・指摘事項	<p>(異なる評価に至った理由)</p> <p>※上記、対応表での記載参照</p> <p>※評価書には上記の対応表の内容を埋め込む形で転載（評価が異なる場合のみ）</p> <p>(今後の課題・指摘事項)</p>
審議会及び部会からの意見	<p>【今後の課題・指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈評価が異なる場合〉 「異なる評価に至った理由」以外の課題・指摘事項を追記 〈評価が同じ場合〉 「(今後の課題・指摘事項)」という記載は削除し、課題・指摘事項を記載 ※セルの色は文字を追記or削除すると自動的に白色となる 	

文部科学省所管の国立研究開発法人の評価に関する基準について

(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定))

別添 4

- ・ 評定区分は、S、A、B、C、Dの5段階。(Bが標準)
- ・ 研究開発に係る事務及び事業についての評定区分は以下のとおり。

国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて、

S	<p>特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「成果・取組の科学的意義(独創性・革新性・先導性・発展性等)」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など・ 「社会的価値(安全・安心な社会等)の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など
A	<p>顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 (S評定には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献)</p>
B (標準)	<p>成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p>
C	<p>より一層の工夫、改善等が期待される。</p>
D	<p>抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。</p>

文部科学省所管の国立研究開発法人の評価の例(物質・材料研究機構)

平成27年度における業務の実績に関する評価
 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価 (抜粋)

S

1. 1. 1. 1 1) 先端的共通技術領域
 物質・材料研究を進める上で共通的に必要となる計測技術等の分野において、世界初・世界最高水準の**特に顕著な成果**が数多く得られており、国内外の物質・材料研究における課題解決や科学技術イノベーションの創出に資する世界最高水準の先端的共通技術基盤を確立している。これまでに得られた成果や開発された機器の活用の在り方や新規技術展開の可能性の明確化、その発信・投稿によって、更なる成果の最大化に向けた取組を期待する。

【主な研究成果】
 (1) 先端材料計測技術の開発と応用において、①当機構が発見した高温超伝導体を用いた固体NMRシステムにおいて世界最高磁場(1,030MHz)を達成するとともに、本分野の開発で最も高い世界シェアを有する企業と競合している国内企業と計測技術センターを設立、②約40年に渡って高性能が想定され、電子顕微鏡などの電子源として実現が期待されていたLaB6単結晶ナノワイヤの製法を確立したことにより、従来から飛躍的(100倍以上)の輝度を安定して実現
 (2) 新物質設計シミュレーション手法の研究開発において、実材料・実デバイスの複雑な構造や現象を高精度で明らかにできる計算手法(オーダーN法第一原理計算手法)で、前年度までに達成した20万原子系の構造最適化・エネルギー固有値の計算における実用課題を解決
 (3) 有機分子ネットワークによる材料創製技術において、工業用濾過フィルターへの応用につながることを期待される硬質カーボン製濾過フィルターを開発し、膜厚の最小化、高い耐圧性、水の透過流速の向上(脱塩性能の大幅な向上)を実現するとともに、量産化に目途をつけた。

A

1. 1. 1. 1 2) ナノスケール材料領域
 世界トップクラスの波長分解能を有する赤外線検知素子の開発、市販品の10倍以上の閉鎖・接着効果を有する生体接着剤の実現、高感度・並列型分子センサー(MSS)に関する全国的なアライアンスの形成など、本分野を先導する**顕著な成果**を出し、その応用への可能性も示している。また、世界トップ1%論文数や論文被引用数も高い値を示している。
 今後も、機構内他領域の装置の活用、若手育成、基盤技術から応用展開に向けたビジョンの明確化、重点分野へのリソース投入等を図りつつ、優れた成果が得られることを期待する。講演、海外著者を含む論文数等のデータの発信、NIMS発の論文を起点とした新たな分野の形成や他機関との連携等が期待される。

B

(標準)

1. 3. 2 研究者・技術者の養成と資質の向上
 定年制研究職員の長期海外派遣、大学への講師派遣、エンジニアの計画的採用・研修の実施、目標を上回る水準での若手研究者の受入れなど、研究者・技術者の養成と資質の向上に**着実に取り組んでいる**。
 今後の取組として、技術伝承の方策や技術者による活動についての整理が期待される。

評価指針の改定に伴う評定基準の見直しについて
（「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」
の改定について(ポイント)」(平成31年3月12日 総務省行政管理局)より抜粋)

II. 「独立行政法人の評価に関する指針」の変更の内容

(4) 評定基準（各評語（S、A、B、C、D）への当てはめの考え方）の見直し

目標策定指針の見直しにより、困難度（従来の「難易度」）が法人の現状等の分析に基づき、より合理的に付されることとなることに伴い、より難度の高い目標が設定され、それが達成されることを推進する観点から、評定基準に困難度の視点を導入し、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評定である「A」以上の評定となるようにした。

また、現行指針では、目標で難易度が高いとされていた項目に限り、評定の一段階引き上げを考慮するとされているところ、評価の時点で目標水準の達成の難易度が判明する場合もあることから、評価の時点で、達成が困難なものであったことが判明した項目についても評定の一段階引き上げを考慮することとする一方、目標で困難度が高いとされた項目であっても、評価の時点で達成が困難なものではなかったことが判明した場合には、評定の一段階引き上げを認めず、困難度が高くない場合と同等の評定とするよう調整することとする。

見直し後の評価基準の適用時期について

(「改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について)(総務省目標策定・評価指針(平成31年3月12日)別紙)より抜粋)

2. 評価指針の適用時期

(1) 見直し後の評価基準(「S」「A」「B」「C」「D」への当てはめ基準)の適用時期

①中期目標管理法人及び国立研究開発法人

指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用する。

→ 直近での適用は、2020年度から新目標期間が始まる法人の2021年度実施の年度評価(2020年度実績に対する年度評価)から

<理由>

- ・改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で2020年度から目標期間が始まる目標であるため(現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)
- ・同一の目標期間中に、異なる基準による評価が混在することによる支障・不都合を避けるため。